

## 第15回熊本市空家等対策協議会議事録

- 1 日時：令和8年(2026年)3月2日(月) 15:00～16:00
- 2 場所：城彩苑 2階 多目的交流施設
- 3 出席者：別添のとおり
- 4 報告・議事
  - ・前回の熊本市空家等対策協議会について
  - ・令和7年度(2025年度)進捗状況について
- 5 配布資料
  - ・席次表
  - ・委員名簿
  - ・資料1 前回の熊本市空家等対策協議会について
  - ・資料2 令和7年度(2025年度)進捗状況について
- 6 議事録

### < 開会 >

#### 【司会】

只今より、第15回熊本市空家等対策協議会を開始いたします。委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本協議会は、熊本市空家等対策協議会運営要綱第9条に基づき、公開で行っております。

本日は、18名中16名のご出席をいただいております。運営要綱の第6条第3項に基づき、この協議会が成立していることをご報告させていただきます。

### < 挨拶 >

#### 【司会】

事務局を代表して、熊本市都市建設局住宅部の塩田が挨拶を申し上げます。塩田部長お願いします。

#### 【塩田住宅部長】

第15回「熊本市空家等対策協議会」の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、平成31年度に策定した「熊本市空家等対策計画」に基づき、予防・利活用・適正管理の各分野で取組を進めており、令和6年度からは第2次計画のもと、空き家の増加を見据えた施策を継続して推進しております。

第2次計画では、基本方針に「連携体制の強化」を加え、地域、関係団体、専門家、民間事業者との協働を一層深めながら、実効性の高い取組の充実に努めているところです。

令和7年7月には、地域に身近な相談体制を構築するため「熊本市空き家相談員制度」を開始し、早期相談・早期対応に向けた仕組みづくりを進めてまいりました。さらに、令和8

年2月には、空き家の利活用支援や所有者支援を専門的に担う「空家等管理活用支援法人」を指定し、民間団体との役割分担と連携の強化を図っております。

これらの取組を通じて、地域、専門家、関係機関との連携をより一層強化し、予防・利活用・適正管理の各分野において、実効性の高い空き家対策を推進する体制を整えているところです。

また、計画の進捗管理においては、空き家率などの成果指標に加え、基本方針ごとの指標を設定し、毎年度、本協議会において評価・検証を行い、いただいたご意見を施策へ反映する仕組みを継続しております。

本日は、この後、事務局より議事内容をご説明いたします。委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場から忌憚のないご意見を賜りますとともに、「安心な暮らし・良質な住まい・住みやすいまち」の実現に向け、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

**【司会】**

続きまして、「次第3 委員紹介」に移ります。

- (略) -

**【司会】**

続きまして、「次第4 副会長の指名」に移ります。

運営要綱第4条第2項において、会長が副会長を指名することを規定しております。本日、会長が欠席しておりますので、事務局が会長に代わってお伝えいたします。

**【事務局】**

それでは、副会長には、法務の観点から学識経験者として本市空家等対策計画の策定当初から本協議会に携わっていただいているほか、熊本市特定空家等措置審議会の会長も務めていただいております大日方委員を指名したいと思っております。皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、大日方副会長ということでよろしく願いいたします。

**【大日方副会長】**

ご指名いただきました大日方でございます。僭越ではございますが、本協議会の進行のサポートができればと思っております。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございます。

**【司会】**

続きまして、「次第5 議長選出」に移らせていただきます。

本日、大西市長が欠席のため、運営要綱第6条第2項において、会長がやむを得ず欠席する場合には、副会長が議長となることを規定しておりますので、今回の議長は、大日方副会長にお願いすることとなります。大日方副会長、よろしくお願いいたします。

【大日方副会長】

よろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、「次第6 議事録の署名者指名」に移ります。

本日の議事録についての署名者の指名をさせていただきます。運営要綱第10条第3項より、署名者は議長及び議長が指名する委員2名となっておりますので、本日の議長として、大日方副会長より指名をお願いいたします。

【大日方副会長】

議事録署名者につきましては、新任されました委員にお願いしたいと思います。今回は、村山委員と、水野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【司会】

議事録の署名者として村山委員と、水野委員の指名がありました。よろしくお願いいたします。それでは、このあとの進行は、議長である大日方副会長にお願いいたします。

【大日方副会長】

では早速、「次第7 報告」に移りたいと思います。それでは事務局からの説明となりますが、「報告」のすべての説明が終わってから、意見の時間をとろうと思います。

それでは事務局お願いします。

【事務局】

事務局より説明いたします。

- 説明（略） -

【大日方副会長】

それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

【大久保委員】

机の上に置いてあります資料の中で、空き家の意向把握に関するアンケート調査というのがあって、現在所有されている空き家がどういった経過だったとか、そういったアンケー

トがありますけれども、それも大事かと思いますが、なぜ空き家になったかとかそこらあたりが非常に重要なことと思っております、国土交通省の令和6年度の実態調査によると、人が住まなくなった理由としては、別の住宅に転居したというのが約40%、老人ホーム等が10%、死亡が44%なんです。

なので、こういったことから空き家が発生するというのは、全国的な調査はあるんですけども、この状況を把握した上で、空き家発生をなるべく抑制するとか、対策をすることかいうことを少し考えたほうがいいかなと思っております。

もう1つ、国の調査でいくと、空き家を取得した経緯は、当然相続が58%ぐらいというところで、先ほどの資料で、税の通知に合わせて発送されるということなんですけれども、現在の空き家としての対策も考えながら、空き家をなるべく発生しないように、その原因も含めて今後の市としての何か調査なり、そういったのができればというふうに思っています。

それと、その空き家の発生する原因を考えたときに、国の調査を見てみると、特に我々民間の賃貸住宅の立場から言いますと、子育て世代が賃貸住宅から郊外に家を建ててそこが空き家になったり、市内の狭いところから広い郊外の安いところに移られたりとかいうところもありますので、そういったことも含めて、都市政策として、他のところとも情報交換していただきたいというのが1点。

それから、私は周辺市町村の空き家対策協議会にも出席しており、市町村により、それぞれ悩みは違うんですが、市内に通勤されている方もいらっしゃいますし、先ほど言いましたように、市内から市の周辺部へ転居される方もいらっしゃるの、そういった周辺自治体の空き家の対策とかとも、いろいろ情報交換していただきながら、都市圏として対策すべきところはしていただいたほうがいいかなというふうに思っておりますので、意見として、述べさせていただきます。以上です。

#### 【事務局】

ご意見の方ありがとうございます。大久保委員にいただきました意見、ごもっともだなと思っております。そもそも空き家対策をする上で、どういう原因で空き家になっているのかというのが、大変重要になってくる。それに応じた対策をする必要があると考えますので、こういった調査をする必要があるかと思っておりますので、その際には今いただきましたご意見も取り入れながら、調査をやっていきたいと考えております。

またもう1点、都市政策も含めた対応、本市とその周辺自治体を含めた対応というところも、当然熊本市だけの問題ではございませんので、全国的な問題でもありますし、熊本市、周辺を含めた地域の問題にもなりますので、そこは他市町村の状況等も見ながら、都市政策部門をとも連携しながら対策についてはまた検討していきたいと考えております。以上になります。

【塩田部長】

少し補足というか、同じ住宅部で住宅審議会もございまして、昨年、住生活基本計画を改定させていただきました。その中でも近隣市町村と連携した取り組みが必要というところで、現在近隣市町村の半導体関係の進出に伴う住宅状況等について、ヒアリングや意見収集を行っているのですが、住生活基本計画の中でも住宅市場の活性化というところで、これも近隣市町村と連携した取り組みが必要ということを謳っております。

これも踏まえまして意見交換や情報収集を図っていく必要があるかと考えております。以上でございます。

【大日方副会長】

その他何かございませんか。

【本田委員】

資料2の予防の方法として、今現在、建物の管理者や相続人への働きかけということで、納税通知書のリーフレット等でいろいろ送られていると思うのですが、この送られているパンフレットの中に、例えば同じく5ページにありますような空き家の譲渡所得税の特別控除などの単独のチラシなど、こういったのも一緒に同封されているのでしょうか。もしそういった資料を一緒に送ってあげたら、取り急ぎの予防になるのではないかなという意見とご質問を兼ねてのお話です。よろしくをお願いします。

【事務局】

現在納税通知書の中には、個別のチラシは同封できないのですが、リーフレットの中に空き家に関することについて触れさせていただいております。こういうところで周知を図っていこうと思っております。

【大日方副会長】

その他何かございますか。

【本間委員】

資料1のアウトカムのところ、この空き家率の数字が、全国的な位置付けから見るとどうなのかとか、或いは熊本県内ではどうなのかとか、これ単独で出ていてもちょっとよくわからないところがあるので、それを教えていただきたいのと、もう1つ、地域によって、満遍なくこういう率なのか、或いはどこか固まっていたりするのか、何かその地域性みたいなものがあるのかどうか。都市計画的な観点で、何か対応できるようなものなのかどうか、そのあたりも教えていただければと思います。

#### 【事務局】

まず1点目の空き家率についてですけれども、13.2%というのは、全国の平均値より少ない数値です。ですので、熊本市が特段空き家率が高いということではございません。

この空き家率の中でも、今日も少しご説明しましたその他空き家、使用目的のない空き家については、熊本市の場合は減少しておりますが、他都市、一般的な市ではその他の空き家は増えております。

ただやはり福岡市など大都市については、その他空き家率が減少している傾向もありまして、やはり土地活用がしやすい大都市については、減っていったというような傾向も見られます。ですので、熊本市においてもある程度は流動しているのかなというところ です。

熊本市でも空き家対策をしておりますので、今後もそういった傾向で、このまま減少が続けばと考えているところになります。

#### 【本間委員】

ありがとうございます。目標とする指標というところで、総括としては必要なんですが、結局、全体のパーセンテージだけをずっと追っていても、対策っていうのはなかなかできないので、やはり、何が原因だとか、どういう種類のものかとか、そういった具体的な原因っていうのをぜひ突き止めたいなというところが1つと、あと建築の立場から言いますと、新築の住居が増えているような気もするんです。マンションを中心に、そういった新築物件との関係っていうのも、かなりあるんじゃないかというふうに思いまして、その中古の流通と新築の数というところの関係性あたりも見ていく必要があるのかなというふうに思います。

#### 【事務局】

ありがとうございます。委員がおっしゃられるように、確かに空き家の戸数、空き家率だけを追っていても全体的なその住宅の動向がどうなのかというところが大に関係するところだと思いますので、新築住宅の建築戸数ですとか、中古住宅の流通状況等も今後のうちの計画を検証する上では確認しながら、またこの協議会の委員の皆様にもご提示できればと考えております。

#### 【濱松委員】

私は質問なんですけれども、資料2の4ページの基本方針3の適正管理で、補助金の件数が、24年度から25年度は倍以上になっているというふうに説明がありましたが、これは何か特別な手だてをされたのかどうかというのと、5ページの、所有者が死亡して空き家になった場合に特別特別の税制優遇制度の実施があっているというのを、何かのお知らせとか、そういうのを知らない人が多いと思うんですけど、そういうのはどんな形でお知らせしてあるんでしょうか。以上です。

#### 【事務局】

まず、老朽空き家除却補助の件数が大分増えたことについては、この老朽空き家の除却補助といいますのが、昨年度の8月から新たに始めたものになります。ですので、昨年度は8月からしか受け付けていなかったの、まずはその違いがあるかと思えます。

また今年度につきましては、先ほどご説明した空き家相談員制度ですとか、いろんな周知活動をして参りましたので、そういった周知活動が実を結んだというの、また1つの増えた理由かなと考えているところになります。

続いて特別控除の周知については、全国的な制度になりますので、国の方でも周知をされているところになります。先ほどもご意見がありましたように、固定資産税の案内に同封したらいいのではないかというご意見もあるかと思うのですが、固定資産税の通知の中に入れてくれるものが限られておりますので、なかなか単独のパンフレットの同封はできておりません。こちらの周知についても、先ほど申し上げたいろんな周知活動の中で、ご説明をしたり、また市政だよりへの掲載も、他の制度もあわせて今後また検討をしていければと考えております。

#### 【道喜委員】

消防局でございませう。資料を見ておまして、空き家率の高い校区というようなところで、このお手元に置いてある資料の中の、4ページ6ページとかを見ると、令和4年度の空き家率の高い順ということで、調査が図られているんですけど、これを見ると高橋校区とか川口とか、そういったところが多いのかなというふうに見受けられます。

消防の観点からいきますと、皆様ご承知の通り11月18日に起きた大分の佐賀関の火災は、ほとんどが空き家だったということで、そのあとに私ども、空家対策課へお知らせしましたが、特に住宅が密集している地域を調べてみますと、河内校区あたりでやはり4割以上が空き家だったというようなところで情報を提供させていただきました。この資料を初めて見て、こういった校区が多いのだなあということがわかりました。

新たな取り組みとして北区というふうに書いてありますが、ターゲットとしてはこちらの方をターゲットに、地域によっては腰が重いところもあるかもしれませんが、西区の校区に少し目を向けて、こちらの方の空き家率を改善させるような方策をしてはいかがかなというような要望でございませう。数値が間違っていたら申し訳ございませうが、視点を変えてこの11ページの新たな取り組みとしてはそういった校区に目を向けるというの、1つの対策かなというふうに思いましたので、ちょっと助言させていただきます。以上でございませう。

#### 【事務局】

ご意見ありがとうございます。確かにおっしゃられるように、これで見ますと校区によって空き家率に差があるというようなところもありますので、こういった資料を見ながら空家対策課でも効果的な地域と空き家対策に対する連携というのを検討できればと思えます。

先ほどお話にありました河内については、西区の区役所の方でも危機感を持っておられるというところで、先日ちょっとお話した中では、来年度は、特に河内の方については地域への周知などの活動をやっていきたいということでしたので、当課も連携して取り組んでいければと考えているところになります。他の地域地区についても、校区によって大分危機感を持たれてるところと持たれていないところとあるので、話をしながら、連携しながら積極的に取り組んで参りたいと考えているところでございます。

#### 【水野委員】

空き家になる原因の一つとして、売却ができないなどの理由があると思うのですが、手元の資料の14番に空家等活用促進区域の設定に関するガイドラインがありますけれども、例えば熊本市とかでこういった取り組みをされているなど、事例があれば教えていただければと思っております。

#### 【事務局】

この促進区域については検討をした経緯があります。この促進区域のそもそもの趣旨としましては、建物が密集しているところで、道路が狭くて等、市の建築基準が支障になっているところを一定の緩和をすとか、そういった趣旨で創設されたものにはなります。当課で検討した中では、そういったある一定の環境や条件によって、空き家が発生しているところまでは言えないという状況でしたので、促進地域区域は現在は指定はしていません。

ですので、今のところ、こういった区域を指定する予定はございませんが、今後、また状況が変わっていくかと思いますので、調査等をする中で、先ほど、校区によって空き家率という話もありましたけれども、そういった結果を見ながら、特にこの地域でこれが問題で空き家になっているというものが出てくれば、こういった制度も活用することを検討していくことになるかと思っております。以上になります。

#### 【本間委員】

関連しての話ですが、熊本市では、居住誘導区域を設定しておりますので、例えば市街化調整区域、市街化区域の中の居住誘導区域については、それとは違う区域と区別すとか、或いは市街化調整区域の空き家等、区別すとか、そういった都市政策と連携するような形もあるかなと思うので、特に地域、地域拠点のエリア内の空き家については、何か積極的にその空き家対策のエリアとして設定してもいいんじゃないかなと思うんですが、そのあたりは、庁内で調整されたり、意見交換されているのでしょうか。

#### 【事務局】

居住誘導区域については、都市政策部門とも話をしているところになります。

同じ住宅部である住宅政策課で行っている中古住宅購入補助については、誘導区域外から内への移転について補助をするという事業を実施しており、当課のリフォーム補助に関

しても、誘導区域内を重点的に対象にしているところではあります。

また、今お話しいただいた居住誘導区域内の、特にこの区域に空き家が多いなどがわかってくれば、そこを重点的に取り組むといったことも出てくるかと思しますので、そこは都市政策部門とも話をしながら、市全体の住居、地域についての政策をどう取り組んでいくかという話になってきますので、そこは随時、打ち合わせをやっていきながら考えたいと思っております。

#### 【本間委員】

地域によって空き家の対策をどう考えるかというようなことが、市民にちゃんと伝わる方法を考えていただきたいと思えます。ツールを用意していても、使わないで終わってしまうようなところもあると思うので、ぜひ市民にわかりやすく、伝える方法をお願いします。

#### 【波多委員】

今日も様々資料拝見しておりまして、熊本市空家対策課が幅広い観点から積極的に施策を行っていらっしゃることをまず敬意を表したいと思えます。

仕事柄、相続登記のご依頼がありまして、固定資産税の納税通知書を相続人の方がお持ちになるということを見る場面がよくあります。その中で、やはりすごく相続人の方が最初に腰を上げられるといいましょうか、相続登記の義務化もごございますけれども、有効な施策かと思えますので、これが同封できるものには制限があるというお話でしたけれども、貴重なツールかと思えますので、ぜひこれからも継続をお願いしたいというところでございます。

また、お尋ねがございまして、資料2の14ページに、管理不全空き家所有者等の判明数が、236と倍増に近いという記載がございまして、これで所有者の方が見えてきたというところで、次に資料の8ページで、勧告等の数字が、2025年は7件という数字をお示しいただいております。そこで、それ以外の判明した所有者の方たちに、空き家を早期に解消していただくというところの、何かアプローチをなさっている点がございませうでしょうかというのが1点と、相談員の方のお取り組みも新たに始められて、今88人の方が相談員として、登録をなさっているというデータも拝見をいたしました。そこで、多分、最初に気軽にといいますか、次に具体的なアクションを起こしていただくのに、この相談員の方たちのところに、尋ねられることになるんだろうと思うのですが、この相談員の方たちが実際どういうふうな回答をなさって、どこの機関に繋いでと、できればそれが空き家の解消に繋がるのかといったその後の追いかけ、アンケートみたいなことを相談員の方に対して、今後の施策のヒントになるかと思えますが、ご予定ございませうでしょうかという、以上2点お尋ねでございませう。

#### 【事務局】

ありがとうございます。

まず1点目の空き家所有者等が判明して、そのあとどのようにしているかというところで

すが、基本的に、空き家の所有者、相続人、管理者等が判明しましたら、まずは、その方に、通知の文書を送らせていただいております。内容は、空家対策課へまずは連絡をいただけないでしょうかというところで、皆様いろんなご事情があると思いますので、それをまず、うちにお知らせくださいという案内文書を送っております。返信していただける方もいらっしゃいますが、やはり中には、相続人が1軒の空き家に対して何人かおられていても、どなたからも連絡がないといったこともありますので、そういったところについては、引き続き、文書を送ったり、他の手段等を検討しながら行っているというところ です。

そういったいろんな手段を使って接触を図っていくんですけども、それでも接触できない、もしくは接触できても対応していただけない、近隣に迷惑かけている状況であるというのをお伝えしても対応していただけないということになった案件について、勧告という段階にまでなっているという状況です。そういった案件が7件、今年度は勧告させていただいたということになります。

また、その次の2点目、空き家相談員さんへの、相談があった後のフォローなんですけれども、各空き家相談員さんには、相談を受けたら当課へその内容を報告していただくことになっております。ですので、その内容は確認させていただいて、当課で対応できるものについては対応しますし、引き続き、相談を受けていただけるようであれば、相談を受けていただくというところでやっていっているところになります。以上になります。

#### 【大久保委員】

先ほど、校区ごとの空き家率の話が、資料10で出ましたが、これ「き」が入ってない空き家というところで、建物自体が空き家というところで、こういった少ない比率になってるかと思ひまして、資料1の方は「き」が入っているの、賃貸の空室も含めた、空き家ということなので、校区ごとのこの状況を確認するときに、先ほど消防の方からは、その建物自体が空き家になっている場合はこの資料ですけれども、実際まだ住める住宅があるという意味では、「き」が入った空き家率が、校区なり区ごとにどうなのかなあというのをちょっと何かデータがあるかどうかわかりませんが、何かそういったのも必要かなと思ひます。

先ほど本間委員の方から居住誘導区域の話がありましたが、市の方も集落内開発もちょっと条件が厳しくなって建てにくくなったというところで、要は、誘導区域に住んでいた方が、安い土地を求めて外に出ていくとそれだけ空き家が増えますので、なるべくその誘導区域に残れる、或いは新たに入るような施策を現在の施策に加えて、今後の住宅政策とか、そういう政策と一緒に、進めていただくと非常にありがたいかなというふう思ったところ です。

#### 【事務局】

ありがとうございます。まず空き家の「き」、ひらがなの「き」が入っている空き家と、「き」が入っていない、ひらがなの「き」が入っていない空家というのは使い分けをしてい

るところです。

大久保委員がおっしゃっていただいたように、「き」が入ってる空き家につきましては、一般的に言われる空き家、住んでいる人がいないという大きな意味での空き家になります。

ひらがな「き」が入ってない空家につきましては、一般的に言われる空家法に基づく、1年以上の空き家等の条件が入る空家になりますので、数が違ってくるところです。

この資料でいきますと、先ほどの校区ごとの空き家率は、ひらがなの「き」が入ってない空家ということで、条件が少し厳しいといえますか、法律に基づいた空き家の率というところで、小さくなっているのではなかろうかというところだと思います。ですので、先ほどの空き家率 13.2%という検証で出している空き家率については、ひらがなの「き」が入っている空き家ですので、一般的にその調査時点で空いている住宅、アパート等も入っておりますので、少し高い数字になっているところになります。どちらの指標でいくかというところもあるんですけども、大久保委員がおっしゃったように当課の調査においても、一般的な空き家と言われるものも把握できればいいのではなかろうかというところだと思いますので、それは次回の調査の段階で、どういった調査をやっていくのかというのは、また再度検討させていただければと思っております。

空き家対策も含めて、住宅政策として、どういう方向で熊本市がやっていくのかというのを考える上では、そのどちらの空き家も把握しておく必要があるかと思っておりますので、それについては、他の課も含めた住宅政策として検討していきたいと考えております。以上になります。

【大日方副会長】

時間があと少しになりますが、皆さんその他何かございますでしょうか。

【平田委員】

事前に説明をしていただいて、そのときも質問しているので、質問ではないんですけども、基本方針としての4つの角度から取り組んでいただいている、この成果を見ると、かなり数字の方も年々上がってきてらっしゃるというふうに見えてますので、人員的にも大変だとは思いますが、今後もまた引き続き取り組みの方よろしく願いいたします。以上でございます。

【事務局】

ありがとうございます。また、頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【大日方副会長】

よろしいでしょうか。

事務局からいただいた報告について、都市政策全体として、周辺自治体や、他の課、庁舎

内でも都市政策として取り組んでもらいたいというご意見、それから、空き家になった原因、どのような種類の空き家があるのかということと、それから新築等との関係というのも分析の対象にしてはどうだろうかということ、それから空き家の多い校区と連携するような方法はどうかというようなご意見をいただいておりますので、事務局でしっかり検討されて来年度の取り組みに反映していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは議事が終了いたしましたので進行を事務局にお返しいたします。

#### 【司会】

ありがとうございます。それでは、次第 8、事務連絡に移ります。本日の議事録につきましては、後日、本市ホームページで掲載予定でございます。議事録の署名者として、議長の大日方副会長に加え、村山委員と水野委員の指名がありましたので、事務局で議事録を作成次第、署名者の方々にご連絡いたします。承認をいただいた議事録は、他の委員の皆様にもお知らせいたします。

それでは、最後になりますが、次第 9 閉会に移ります。

委員の皆様、本日はお忙しい中、第 15 回熊本市空き家等対策協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本協議会は、委員の皆様方に就任いただいてから、今回で 2 年の任期満了を迎えることとなりました。この間、専門的な立場や、地域でのご経験に基づき、貴重なご意見やご助言を賜りましたことに改めて深く感謝申し上げます。来年度以降につきましては、就任依頼や公募による周知を行い、委員の改選を実施いたします。

委員の皆様には、引き続きご相談やご協力をお願いすることがあるかと存じますが、その際にはこれまで同様のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今後も皆様と連携しながら、安心して暮らせる、質の高い住まいと住環境づくりに向けて、空き家対策を着実に進めて参ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは以上をもちまして、第 15 回熊本市空き家等対策協議会を閉会させていただきます。本日は皆さんお忙しい中、誠にありがとうございます。

第15回熊本市空家等対策協議会出席者一覧

別添

	氏名
出席者	大日方 信春 副会長
	糸田 由子 委員
	植村 米子 委員
	大久保 秀洋 委員
	釜賀 ルミ 委員
	坂本 健造 委員
	須本 孝幸 委員
	道喜 邦浩 委員
	波多 由実 委員
	濱松 いくみ 委員
	原 彰宏 委員
	平田 浩一 委員
	本田 睦子 委員
	本間 里見 委員
水野 慎太郎 委員	
村山 寛 委員	
欠席者	大西 一史 会長
	櫻田 直己 委員